

## 『社会保障・税番号制度の概要』について

### I 社会保障・税番号制度（個人番号制度）

#### 1 国の制度について

##### （1）個人番号（マイナンバー）とは

個人番号は、住民票を有する全ての人に番号を付して、「社会保障」、「税」、「災害対策」の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用する。

##### 【期待される効果】

- 公平・公正な社会の実現
- 国民の利便性の向上
- 行政の効率化

##### （2）制度の仕組み

###### ①個人番号（マイナンバー）の付番

基本 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「個人番号」（12桁）を、住民票を有する全ての人に付番

###### ②情報連携

各行政機関間において、個人番号の情報を連携し、相互活用する

###### ③本人確認（個人番号カード）

本人確認に利用できる個人番号カードを希望する人に交付

##### （3）スケジュール（予定）

平成 27 年 10 月 ~	個人番号の通知開始
平成 28 年 1 月 ~	個人番号の利用開始 個人番号カードの交付開始
平成 29 年 1 月 ~	マイ・ポータル <sup>※</sup> の運用開始
平成 29 年 7 月 ~	国の機関と自治体間の情報連携開始

##### （4）個人番号の利用分野 【参考 1】

「社会保障」、「税」、「災害対策」の分野に利用を限定（番号法第 9 条関係）

(5) 社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

個人情報の漏洩や不正利用を防止するため、「制度面」、「システム面」の両面から対策を講じている。

【制度面における保護措置】

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第 20 条、第 28 条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第 50 条～第 52 条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第 26 条、第 27 条）
- ④ 罰則の強化（番号法第 67 条～第 77 条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第 6 条第 5 項）

【システム面における保護措置】

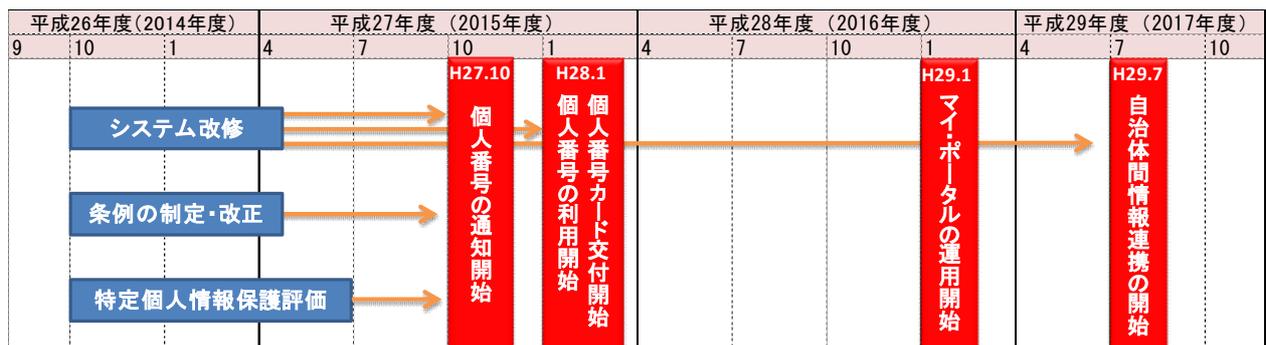
- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

2 本市の対応

番号制度導入に向けて実施する本市の主な対応は、次のとおり。

- ①個人番号カードの配布  
窓口でのカード配布体制の準備
- ②業務の見直し及び情報システムの改修  
個人番号を使った事務処理の検討及び情報システムの改修
- ③特定個人情報保護評価  
個人番号を取扱う事務ごとに、個人番号の取扱いについて、評価及び公表
- ④条例の制定及び改正  
個人情報保護条例の一部改正、個人番号利用に関する条例の制定 等

【導入スケジュール】



# 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価の実施について

## 1 特定個人情報保護評価とは

国の行政機関や地方公共団体等が、個人番号を取扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人番号の漏洩等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を、自ら評価し、公表するもの。

## 2 評価の目的

- ① 個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止
- ② 国民・住民の信頼の確保

## 3 評価の種類 【参考2】【参考3】

対象となる事務の ①対象人数、②取扱者数、③重大事故の有無により、評価の種類を判断し、該当する評価書を作成

- ①基礎項目評価 . . . 基礎的な評価
- ②重点項目評価 . . . 基礎項目に加えて、重点項目まで評価
- ③全項目評価 . . . 全ての項目について評価

**※住民基本台帳事務については、全項目評価に該当**

## 4 全項目評価

全項目評価については、作成した評価書の「住民等の意見徴取」「第三者点検」の実施が義務付けられている。

【必要な手続き】

- ①住民等の意見徴取：「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続きに関する要綱」の手続きに準じて実施
- ②第三者点検：「北九州市個人情報保護審査会」において実施
- ③提出：特定個人情報保護委員会（国の第三者機関）へ評価書の提出
- ④公表：本市のホームページで評価書を公表  
事務の所管課及び文書館に評価書を備え置き公表

## 5 住民基本台帳事務に関する評価のスケジュール（予定）

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 10月3日～11月4日 | 住民等の意見徴取（パブリックコメント）         |
| 11月末頃       | 北九州市個人情報保護審査会               |
| 12月中旬       | 特定個人情報保護委員会（国）へ提出<br>評価書の公表 |

## 6 その他の事務の評価について

平成26年10月～平成27年6月頃にかけて、事務ごと（税、国保等）に、保護評価を随時、実施